

平成26年1月
京都市都市計画局

京都市屋外広告物等に関する条例第11条第3項に基づく
特例許可に関するガイドライン

1 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、京都市屋外広告物等に関する条例(以下「条例」という。)第11条第3項に規定する許可(以下「特例許可」という。)を適用するに当たっての解釈基準を定めたものである。

特例許可は、許可基準に適合していなくても許可することができる制度であることから、恣意的な解釈・運用が行われてしまうと景観に与える支障が極めて大きくなる。

本ガイドラインでは、条例第11条第3項に定める「意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの若しくはその表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められる屋外広告物又はその掲出物件」の表示内容の基準を定めることで、恣意的な解釈・運用を排除するとともに、総合的な景観の向上を図る観点から、屋外広告物単体だけではなく、当該屋外広告物が定着する建築物等及び周囲の景観への波及効果を評価することとする。

2 原則

(1) 総合的な景観向上の原則

特例許可を受けようとする屋外広告物(以下「対象屋外広告物」という。)だけでなく、その他の屋外広告物及び特定屋内広告物等(以下「屋外広告物等」という。)を、建築物等及び周囲の景観と調和させ、総合的に景観を向上させること。

(2) 挙証責任の原則

景観がどのように向上するかについては、申請者が計画を策定し、シミュレーション等で挙証すること。

(3) 他の条項優先適用の原則

他の条項が適用できる場合は、特例許可は適用しない。

3 基準

(1) 意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与し、景観上支障がないと認められる屋外広告物の基準は次のとおり。

- ア 意匠が優れたものとは、次に掲げるものをいう。
- (7) 対象屋外広告物自体の形態，意匠，材料等が優れているもの。
 - (4) 対象屋外広告物が定着する建築物等と調和しているもの。
 - (9) 独自の工夫や景観への配慮がなされているもの。
- イ 良好な景観の形成に寄与し，景観上支障がないと認められることとは，対象屋外広告物及び区画内に表示される他の屋外広告物等が一体となり，建築物等のデザインに調和した秩序ある表示を行うことで，周囲の景観を向上させる効果が望めることをいい，次に掲げる基準を満たすこと。
- (7) 本来適用される許可基準に替わって，当該建築物等の特性を鑑みて，区画内に表示される屋外広告物等に新たな秩序を形成し，景観を向上させるための総合的な計画を作成すること。
 - (4) 当該計画の適用により，現状の景観が大きく向上すること。さらに，当該計画を定めて特例を活用した場合のほうが，特例によらず景観の向上に努めた場合に比べて，総合的に景観を向上させるものであること。
 - (9) 区画，建築物等及び対象屋外広告物の規模及び設置位置が，周囲の景観を向上させる効果が望めるものであること。
 - (4) 対象屋外広告物が，周囲の景観の調和を乱さないこと。
 - (9) 京都市眺望景観創生条例第6条第2号に規定する近景デザイン保全区域内に存するものにあつては，同条例第5条第4号に規定する眺望景観を阻害しないものであること。

(2) その表示が公益，慣例その他の理由によりやむを得ないもので，景観上支障がないと認められる屋外広告物の基準は次のとおり。

- ア その表示が公益，慣例その他の理由によりやむを得ないものとは，次に掲げるものをいう。
- (7) 鉄道その他の公共，公益上必要な施設で，その機能の確保を図るうえで必要なもの。
 - (4) その表示が歴史や文化を体現しているもの。
 - (9) その他基準に適合させることによって，公共の利益を著しく害するおそれのあるもの。
- イ 景観上支障がないとは，対象屋外広告物及び区画内に表示される他の屋外広告物等が一体となり，当該屋外広告物が定着する建築物等及び周囲の景観を阻害しない表示を行うことをいい，次に掲げる基準を満たすこと。
- 現状の景観を改善し，当該建築物等が，総合的に景観上支障のないものとするための計画を作成すること。